

一般財団法人海外産業人材育成協会受託  
「日 ASEAN 新産業創出実証事業」第三回公募要領

## 1. 事業の目的（概要）

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）からの受託による「日 ASEAN 新産業創出実証事業」を実施します。

現在、ASEAN 地域では、デジタル、ヘルスケア、IoT、サービスをはじめとした新産業分野で新たなビジネスが日々生まれており、ASEAN 発のイノベーションとも言うべき領域も誕生しています。また、日本が ASEAN 地域より先に課題に直面している環境問題、ヘルスケアなどの領域においても、ノウハウやサービス提供などのビジネスチャンスへの期待が高まっています。また、政府間の動きでも、2016年8月に開催された日 ASEAN 経済大臣会合において、第四次産業革命のアジア展開を日本企業と ASEAN 企業との連携によって進めるための新しい枠組みである「日 ASEAN イノベーションネットワーク」を日本が提唱し、本年4月、日 ASEAN 産業界によってネットワーク形成に係る覚書が締結されたところです。

本実証事業は、刻一刻と変化し成長するこうした分野において、日本企業と現地企業との協働による新産業創出のための実証事業を実施することで、ASEAN における日本企業と現地企業との国境を超えたビジネス連携を促進し、日本の中堅・中小企業等の海外市場獲得を支援することを目的としています。実証を通じて明らかとなった成果や課題等は、日本が ASEAN における新産業分野のルール形成を先導するための産業界の声として、ASEAN 側への提言（今後の日 ASEAN 企業のビジネス連携の方向性、規制改革、共通ルール形成など）等に活用します。

## 2. 事業の内容

・ デジタル、ヘルスケア、IoT、サービス等の新産業分野において、日本法人（登記法人）である民間企業、財団法人、社団法人、学校法人、独立行政法人など、またはそれらの共同体が、ASEAN 企業・各種法人等との連携による製品・サービスの開発・運用・評価等を通じた（1）事業化可能性の検証、（2）ビジネス環境整備に資する規制改革や制度整備等の課題抽出を行います。

・ 事業実施後には、実施結果を取りまとめた報告書を作成します。作成にあたっては、実際の事業内容に基づいた具体性の高い報告書とします。

### (1) 実施対象国

ASEAN10 カ国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）

## (2) 対象分野

デジタル、ヘルスケア、IoT、サービス等の新産業分野

## (3) 対象案件

【①事業化可能性の検証を目的とした事業】⇒(1)事業化可能性検証事業、【①の目的に加え②ビジネス環境整備に資する事業】⇒(2)複合型事業とをそれぞれ募集します。

事業要件や評価の観点も異なりますので以下、確認願います。

## (4) 対象案件要件

〈共通要件：(1)事業化可能性検証事業、(2)複合型事業に共通する要件〉

- ・デジタル、ヘルスケア、IoT、サービス等の新産業分野における新規ビジネス創出につながる先進的な事業であること。
- ・新産業分野における日 ASEAN 民間・各種団体等の連携（技術連携、共同経営、資本提携等）が確認できること。
- ・案件実施にあたり連携する ASEAN 企業・各種法人等が決定していること。
- ・実証における明確なテーマ・目的が設定され、実施地域（国）が具体的に設定されていること。
- ・早期（委託事業終了後概ね2年以内）に ASEAN での新たな事業展開・拡大を目指す事業であること。

〈(1)事業化可能性検証事業〉

- ・実証事業の実施あるいは、当該事業の実現が新規ビジネス展開に際してのモデルケースとなり、新規市場の創出等他の日系企業にも裨益する何らかの効果が期待できること。

〈(2)複合型事業〉

- ・新産業分野における日 ASEAN 企業間のビジネス連携強化や新規ビジネスの創出を通じてビジネス環境の整備・改善につながる案件であること。  
具体的には、実証を通して制度整備、ルール形成、行政手続きの円滑化・簡素化、各種障壁の抽出等ビジネス環境整備・改善等に資する成果が得られ、実証を行った特定法人だけでなく、広く活用・裨益可能な成果となること。
- ・新たな市場の開拓、グローバル展開の促進など様々な企業・団体等（特に我が国中堅・中小企業）への波及効果が見込まれる事業であること。

## 3. 契約期間

契約締結日～2019年3月29日（事業実施は、2019年1月31日まで）

## 4. 採択件数

事業化可能性検証事業：3件程度

複合型事業：6件程度

※上記何れも応募案件が採択要件を満たさない場合はこの限りではありません。

## 5. 負担経費

各案件の負担経費は、案件内容を審査のうえ決定します。委託金額は、事業終了後に契約額の使途について検査を行い確定します。契約に定める業務が完了していない場合は、一切の経費の支払いが出来かねます。

### (1) 委託費上限

事業化可能性検証事業：総額 6,000 万円程度を予定

複合型事業：総額 4 億円程度を予定

※何れも 1 件あたりの上限なし

### (2) 負担経費

経費項目	主な経費支出可能項目例 ※ジェットロが認めたものに限る
I. 人件費	国内外で事業に従事する者の作業時間に対する人件費（海外人件費は、本社雇用の駐在員を想定。現地直接雇用者分は対象外）
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費。取得単価が10万円以上（消費税込み）のもの。 例）機械・機材等調達費、機械・機材等輸送費、現地工事・据付費用、保守・維持費、改造修理費等 ただし、取得経費のうち委託費の算定は、以下の計算式に基づき行う。取得価格×使用期間/耐用年数
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費。取得単価が10万円未満（消費税込み）のもの。なお、取得単価が10万円未満であっても耐用年数が1年間以上である場合は、委託費の算定は、上記備品費と同様の考えに拠る。
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費。 外注費は、原則として委託費総額の5割未満とするが、割合に拘らず外注を行うことの合理性等に鑑み判断する。なお、5割以上となるケースであっても事業実施のために必要と認められる場合可となる可能性もある。
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）

	翻訳・通訳、文献購入費、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託費	受託者が当該事業の一部を他者に行わせるために必要な経費。再委託の経費は、原則として委託費総額の5割未満とするが、割合に拘らず再委託を行うことの合理性等に鑑み判断する。なお、5割以上となるケースであっても事業実施のために必要と認められる場合可となる可能性もある。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費※Ⅰ.人件費+Ⅱ.事業費の10%以内

※外注費は、事業者が自ら実施できないものを他の事業者を実施させる場合を想定。再委託費は複数の事業者でコンソーシアムを形成して実施するような場合に、契約した事業代表者が他の事業者の一部を委託して実施させるような場合を想定。

## (2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料、建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、コピー機等事務機器、トナー、印刷用紙等）、一般書籍等
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 自社都合によるキャンセル費（セミナー会場費、航空賃等）
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 為替差損
- ・ 再委託承認申請書の提出がなく、ジェトロの承認を得ていない50万円以上の再委託業務
- ・ 自社内の打合せのみを目的とした出張経費、出張先での本事業以外の自社活動をしていた出張期間の宿泊費、現地移動費
- ・ その他事業に関係ない経費

## 6. 応募資格

本事業への申請に際して、下記の条件をすべて満たしていることを公募申請書の提出時に誓約することを必須とします。

- (1) 日本法人（登記法人）である民間企業、財団法人、社団法人、学校法人、独立行政法人など、または、それらの共同体であり、実証対象となる事業の実質的な業務に従事していること。  
「事業可能性検証事業」の応募は、日本国内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます）、又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます）であって、大企業が実質的に経営に参画していない者（みなし大企業でない者）に限る。  
（注1）複数の法人による共同提案も可能ですが、その際はジェトロから連絡を取る窓口及び経費の支払い窓口として代表一者を主提案法人（幹事法人）としてください。  
（注2）協力関係にある企業（商社、メーカー、コンサルタント等）から同一案件を別々に応募する重複応募は避けてください。  
（注3）在外の日系企業が応募を希望する場合は日本の親会社と調整して親会社が申請する形をとってください。
- (2) 資本関係等を越えた複数かつ多様な事業者・団体等が参加した実証であること。また、実施主体は二者以上とし、日本及びASEANの企業・各種法人等の協働であること。

(注4) 提案する日本企業の出資比率が50%を超えるなど、実質的に子会社(※)に相当する機関を除く。

※提案する日本企業の出資比率が50%を超えている場合以外でも、実質的に子会社に相当する機関としては、出資比率が40%以上50%以下でも取締役会を日本企業が支配している場合や、提案する日本企業と緊密な関係にある者及び議決権の行使に関して協力することに同意している者の有する議決権と合算して出資比率で50%を超えており取締役会を日本企業が支配している場合などを含む。

(3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

(4) 公示の日から応募書類の受領期限までの間、契約に関しジェットロから指名停止措置を受けていないこと。省庁や団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと。在外事業者等の場合はこれに準ずる対象でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと。

(6) ジェットロの要請に応じた経理及びその他の事務についての説明・報告ができること、ジェットロが事業を委託する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。また、本事業の成果普及のため事業実施報告書の概要を公表することや事業の成果把握のためにジェットロが実施するフォローアップアンケート等にご協力いただけること。

※他機関が提供する支援等と本事業の支援を重複して受けることが不可能な場合もあるため、個別事案ごとに問い合わせ先まで確認すること。

## 7. 応募手続き

(1) 募集開始日：2017年9月4日(月)

公募締切日：2017年10月13日(金)正午(12時00分)必着

(2) 公募説明会の開催

開催日時：2017年9月11日(月)10時00分～11時00分

開催場所：ジェットロ本部5A会議室(5階)

※説明会への参加を希望する方は、6ページに記載の問い合わせ先E-mailアドレスへ9月8日(金)12時までに、件名：「日ASEAN新産業創出実証事業」説明会参加申込」とし、参加者氏名、所属、役職、連絡先(電話、メールアドレス)を連絡願います。(定員：70名各社1名(先着順))なお、本説明会への参加は必須ではありません。

(3) 応募書類(添付資料を含む)

以下の書類を正本1部、写し6部を紙媒体で提出するとともに、電子媒体(CD-R(「提出書類」を保存したもの))を提出してください。(第一次審査に通過した場合、第二次審査用に別途6部ご提出をお願いします。)

「提出書類一覧表」

	書 類 名	様式
<input type="checkbox"/>	1. 公募申請書	様式 1
<input type="checkbox"/>	2. 「個別案件票（要約版）」	様式 2
<input type="checkbox"/>	3. 「個別案件票（本文）」	作成要領に拠る
<input type="checkbox"/>	4. 「事業経費概算」	様式 3
<input type="checkbox"/>	5. 会社概要等（パンフレット等を添付）	
<input type="checkbox"/>	6. 直近 3 年の決算報告書と財務諸表 ※単体ベース。連結がある場合には連結決算も併せて提出。 ※設立後 3 年未満の場合は、提出可能な年のみで可。	書式自由
<input type="checkbox"/>	7. その他参考資料	書式自由
<input type="checkbox"/>	8. 電子媒体（CD-R） ・「提出書類」（上記 2～4）を保存したもの ・必ず応募法人名を記載してください。	

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業採択手続きのために利用します。

- ・提出に際しては、各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。
- ・提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却しませんのでご注意ください。一旦、ご提出頂いた資料の差し替えはお受けできかねます。
- ・機密保持には十分配慮しますが、採択された場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 40 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ・応募書類等の作成費は経費に含まれません。
- ・応募書類に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、契約を締結しない場合もあります。
- ・応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

## 提出先・お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス展開支援部途上国ビジネス開発課  
日 ASEAN 新産業創出事業実証事業担当  
担当：佐藤、廣田  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル  
e-mail：[BDC@jetro.go.jp](mailto:BDC@jetro.go.jp)  
TEL:03-3582-5170

※ F A X 及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達都合で締切時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕をもって送付するようご注意ください。

## 8. 審査、採択の通知、契約の準備等

### (1) 審査方法

採択にあたっては、外部委員も交え書類審査にて決定します。なお、応募締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

### 審査基準

以下の審査項目を考慮し、総合的に審査を行います。

	評価基準	評価のポイント
1	事業計画の妥当性、事業効果	<p><b>1. 基礎要件</b> 「6. 応募資格」をすべて満たしていること。</p> <p><b>2. 実証目的の明確性・実現可能性</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 実証する明確なテーマ、実証実施地、ゴール（何を実証し、それにより何が得られるのか）が設定されているか。</li><li>● 実証の実施国、連携先企業の選定理由が明確であるか。</li><li>● 実証内容の ASEAN における本格的な運用（委託事業終了後、概ね2年以内）が見込まれる等、将来的な展望を持ったビジネスプランであるか。</li></ul> <p>上記に加え「事業化可能性検証事業」は、以下の事項も評価の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 当該企業が有する特徴・独自性と案件の狙い・目的が合致するものであるか。</li><li>● 対象となる製品・サービスが成長性・新規性を有しており、当該市場における優位性が見込まれるか。</li><li>● また、優位性を維持・向上できるビジネスモデルを有しているか。</li></ul> <p><b>3-①. 波及効果&lt;事業化可能性検証事業のみ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 実証事業の実施あるいは、当該事業の実現が新規ビジネス展開に際してのモデルケースとなり、新規市場の創出、標準化、プラットフォーム戦略等他の日系企業にも裨益する何らかの効果が期待できる内容であるか。</li></ul> <p><b>3-②. 社会性・波及効果（ビジネス環境の改善等）&lt;複合型事業のみ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 実証の内容が、将来的に標準化・社会実装等を通じて、中堅・中小企業</li></ul>



	<p>をはじめとする様々な企業等に利用される等の波及効果が期待できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● また、規制緩和、ルール形成等日 ASEAN のビジネス環境の整備・改善につながる具体的な戦略を有する案件であるか。</li> </ul> <p><b>4. 事業の実施方法、工程、経費の妥当性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の実施方法、実施スケジュール、想定される成果が現実的かつ具体的に提案され、事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。</li> <li>● 費用に対し期待される成果が妥当であるか。</li> </ul>
<p><b>2 応募法人の能力・資質、適格性</b></p>	<p><b>1. 法人の資質・安定性、適切な実施体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実証を円滑に遂行するために事業規模等に適した組織、人員等を有しているか。</li> <li>● また、事業の関連分野に関する実績、知見等を有しているか。</li> </ul>

## (2) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、ジェットロのホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

## (3) 契約の手続き等

- ・ 採択通知を受けた申請者は、所定の事業実施計画書及び事業経費概算書（経費の根拠となる見積書やカタログ等も添付）を作成、提出してください。受託者となる申請者とジェットロとで面談等を実施し、金額等を精査の上、契約締結準備を行います。
- ・ 事業案件として選定されたとしても、ジェットロと申請者との間で必要な契約条件が合致しない場合には、契約を締結しない可能性もあります。
- ・ 契約に際しては、原則、応募時に提出いただいた経費概算額及び大項目・小項目何れもそれぞれが契約の上限額となります。また、新たな項目の追加等も認められません。
- ・ 契約締結にあたり、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務を遵守願います。

## (4) 契約締結

- ・ 契約締結準備を経て、事業実施にかかわる業務委託契約をジェットロと締結し、契約書に従って事業を遂行します。契約金額は事業案件の選定後、ジェットロで査定した上で決定しますので、契約金額の内訳または合計額は必ずしも提案の予算額になるとは限りません。
- ・ 業務委託契約の締結者（提案者たる法人）は、事業のすべてもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられていますが、事前にジェットロの承認を得た場合に限り、事業の一部の再委託が可能です。
- ・ 今般の国際情勢に鑑み、契約に際し、現地での活動などに一定の条件を付す場合があります。

## (5) 事業実施中

事業期間中、受託者は各実証項目に基き、下記資料を定期的にジェットロへ提出願います。

### 【翌月 10 日まで】

- ・ 当月の事業実施結果（トピックス、課題）
- ・ 翌月の事業実施予定
- ・ 進捗管理表

### 【契約締結日から 2 カ月に 1 回】



- ・収支実績報告書（所定フォーム）および証憑類のコピー

## (6) 事業終了後

- ・本事業の成果物として、実証事業報告書、収支実績報告書（年次、領収書等証憑のコピー及び出金伝票のコピー等を含む一式）を所定のフォームに基づき作成し、ジェットロへ提出願います。
- ・上記提出期限は、受託事業完了日（すべての対象の支払い・納品等が終了した日）から原則 30 日以内または 2019 年 2 月 8 日（金）のいずれか早い日までとします。
- ・また、中間報告を 2018 年 2 月 9 日（金）までに提出してください。
- ・なお、請求可能な経費は、2019 年 1 月 31 日（木）までに費用発生行為（納品・検収等）が完了し、2019 年 2 月 8 日（金）までに支払いに関する証憑類が用意できたものとします。
- ・事業終了後、契約金の使途について検査（確定検査）を行い、委託金額を確定します。
- ・支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- ・事業成果が不十分であると判断された場合、事業終了後に自費で未完了事業を実施いただくことがあります。
- ・本事業の成果普及のため、セミナーや報告書等により、受託者との協議を経た上で、事業実施報告書の概要を公表する可能性があります。また、各種委員会等の場で報告書の内容について説明いただく場合があるほか、当該国・地域でビジネスをする上での課題や成果等として当該国政府・関係機関にフィードバックする可能性があります。

## (7) その他留意事項

### ・知的財産権の帰属

本事業の実施によって、知的財産権を得た場合は、「日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法第 19 条）」に従い、その旨を遅滞なくジェットロに報告する等所定の条件を約定することにより委託元であるジェットロは当該知的財産権を譲り受けないこととします。

[参考]委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン

<http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150515002/20150515002-1.pdf>

### ・再委託等

受託者は、委託業務の全部を再委託することはできません。ただし、あらかじめジェットロに再委託に係る承認申請書を提出し承認を得た場合に限り、事業の一部の再委託が可能です。なお、承認を得た場合においても、本事業に関する受託者の責任を減少させたり、免除するものではありません。50 万円未満の再委託、軽微な再委託（印刷費、会場借料、通訳費、翻訳費等）は申請書の提出は必要ありません。

・実証内容や結果の公表

受託者は、委託業務の実施にともない知り得た事項を対外的に公表（セミナー、プレス取材、学会報告等）する際は、委託業務の実施中及び終了後を問わず、可能な限りジェトロへ事前に報告を行うようお願いします。

・独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされています。ジェトロにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること、また、ジェトロとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている場合は、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただきます。

## 9. 第三回公募に係わる採択までの流れとスケジュール（予定）

### (1) 公募説明会（任意参加）

- 日時：2017年9月11日（月）  
【公募説明会】10時00分～11時00分
- 場所：ジェトロ本部5A会議室（5階）（東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル）  
<https://www.jetro.go.jp/jetro/profile/map.html>

本事業の公募要領及び提出書類の記載方法等について説明会を行いますので、応募方法等についてご質問がある方は、ご参加ください。本説明会への参加は必須ではありません。



### (2) 公募締め切り

- 公募締切日：2017年10月13日（金）正午（12時00分）（時間厳守）
- 提出方法：郵送等又は持参



### (3) 一次選考（書類審査）

提出書類に基づき、応募資格確認および事業計画書等内容を評価基準に沿って審査します。

- 一次選考結果通知予定日：2017年10月下旬 書面にて結果を通知します。  
※不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。



#### (4) 二次選考（プレゼンテーション審査書類審査、一次選考法人のみ）

一次選考通過法人のみプレゼンテーション審査（プレゼンテーション、質疑応答）を実施します。

●実施日時：2017年11月22日（水）（予定）※一次選考通過法人に対し、個別に詳細をお知らせします。

●実施場所：ジェトロ本部（東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル内）

※プレゼンテーションで用いる資料は、申請時の提出書類の他、パワーポイントの使用、サンプルやパンフレットの持参も可とします。



#### (5) 採択結果の通知

●採択結果通知：2017年12月上旬書面にて結果を通知します。



#### (6) 採択後の予定（採択法人のみ）

●契約締結準備：2017年12月上旬～1月中旬頃（事業実行計画明細書および事業経費概算（詳細版）の作成・審査）

●契約締結・事業開始：2017年1月中旬以降随時

●事業終了（経費支出終了）：2019年1月31日まで※契約終了：2019年3月29日

●報告書提出期限：2019年2月8日

●ジェトロからの経費支払い：請求書受領日より原則40日以内

以 上